

## 館林市建設工事競争入札参加資格審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、館林市入札参加資格審査会等に関する規程（以下「資格審査規程」という。）第2条に定める資格審査及び格付に関することを厳正かつ公平に処理することを目的とする。

### (入札参加資格申請)

第2条 市長は、競争入札参加資格を希望する者に対して、建設工事に係る一般競争（指名競争）入札参加者に必要な資格等について（平成27年館林市告示第145号。以下「告示」という。）に基づき、ぐんま電子入札共同システムを利用した電子による申請（以下「電子申請」という。）を行わせ、必要な書類を提出させるものとする。

### (入札参加資格審査会)

第3条 前条の電子申請をした者（以下「申請者」という。）の資格審査及び級別格付けの審査は、資格審査規定第1条の資格審査会（以下「審査会」という。）において行い、審査の適正を期するため、委員長は必要に応じて会議を招集する。

2 時間的な理由により会議が招集できないときは、契約検査課長が起案書を持ち回り、委員に回議し、委員長の決裁を受けることをもって、会議に代えることができる。

### (資格審査)

第4条 審査会は、申請者について、電子申請及び添付書類を基に業者としての適格性を審査し、判定するものとする。

2 審査会は、過去2年以内において次の各号のいずれかに該当すると認められる不誠実な行為をした者を、競争入札参加資格者（適格審査に合格した申請者。以下「有資格者」という。）としないことができる。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質、数量に関し不正の行為をした者
- (2) 競争入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 検査又は監督の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 審査会は、次の各号に該当する者でなければ有資格者としてはならないものとする。ただし、第2号に掲げる者以外の者で建設業法第3条ただし書きに該当し、かつ、特別な理由がありその者を有資格者とする必要と認めるもの及び第3号に掲げる者以外の者で、特別な理由がありその者を有資格者とする必要と認める者についてはこの限りではない。

- (1) 経営状態が健全である者
- (2) 建設業法第3条第2項の規定による許可を受けている者
- (3) 建設業法第27条の2第1項の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知を受けている者
- (4) 納付すべき税を完納している者
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、その構成員すべてが前各号に該当している者

4 工事主管課長は、申請者について過去2年以内においてその所管に係る工事の施工に関し、同条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その事実を詳細に記載し、契約検査課長を経て、資格審査会の委員長に報告しなければならない。有資格者について、その事実が生じた場合もまた同様とする。

(級別格付けの審査)

第5条 審査会は、有資格者について、総合評定値の数値（以下「客観数値」という。）と、第8条の規定により採点した主観数値（以下「主観数値」という。）を総合勘案した合計数値（以下「総合数値」という。）等により、工事種類別の施工能力を判定し、級別の格付けを行うものとする。

2 審査会は、級別格付けにあたり新規開業者等で前項の規定によりがたい有資格者については、当該業者の自己資本額、職員数、その他信用状況等を勘案して級別の格付けを行うものとする。

(級別格付けの基準)

第6条 級別格付けの基準は次のとおりとする

| 等<br>級 | 総 合 数 値 |         |         |                 |         |
|--------|---------|---------|---------|-----------------|---------|
|        | 土木工事業   | 建築工事業   | 舗装工事業   | 電気、管、鋼構造物、造園工事業 | その他の工事業 |
| A      | 870 点以上 | 850 点以上 | 800 点以上 | 700 点以上         | 680 点以上 |
| B      | 750 点以上 | 700 点以上 | 700 点以上 | 600 点以上         | 580 点以上 |
|        | 870 点未満 | 850 点未満 | 800 点未満 | 700 点未満         | 680 点未満 |
| C      | 750 点未満 | 700 点未満 | 700 点未満 | 600 点未満         | 580 点未満 |

2 前項の基準により決定すべき等級が、土木・建築工事業者及び舗装工事業者においてA等級の場合、当該工事種別に係る建設業の許可のうち特定建設業の許可を受けていないときはB等級とするものとする。

(主観数値の算出方法等)

第7条 主観数値は、別表第1により算出した評点を合計した数値とし、様式第1号により申請を行う。

2 主観数値は、指定建設業（土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事）のみに加点をする。

3 前項の主観数値は、市内の申請者に対しては100%、邑楽郡内の申請者に対しては70%とし、その他の申請者に対しては付与しない。ただし、マイナスの場合は、市内・邑楽郡内の申請者とも100%とする。

4 主観数値は、毎年度当初に見直しするものとし、次の見直しで新たに主観数値が決定されるまで有効とする。

(総合数値の計算方法)

第8条 総合数値は、客観数値と主観数値により、次の算式により算出するものとする。ただし、主観数値の付与を受けていない者については、客観数値をもって当該者の総合数値とする。

総合数値＝A＋B

A・・・客観数値

B・・・主観数値

(資格者名簿の作成)

第9条 契約検査課長は、審査会が級別格付けを決定したときは、直ちに建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。この資格者名簿は、ぐんま電子入札共同システム又はその他のシステムによる電子データとすることができ

る。

2 資格者名簿の閲覧は、ぐんま電子入札共同システムによるものとする。

(審査結果の通知等)

第10条 契約検査課長は、申請者にぐんま電子入札共同システムを利用して、審査結果及びその他の事項の公表をもって通知したものとする。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 2月15日から施行する。  
ただし、第6条の改正規定は平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年 2月14日から施行する。

別表第1

| 工種別工事成績評定      | <p>工種別工事成績評定は次式によって求める。</p> $K \times (A - 65)$ <p>A: 当該年度(申請により主観数値が加点される年度)の前3か年度に本市が発注した工事のうち、1件の予定価格が300万円以上の完成工事ごとの評定点(工事成績評定における評定点合計)に当該工事の請負代金額(万円単位未満切り捨て)を乗じて得た数値の合計を完成工事の請負代金額合計(万円単位未満切り捨て)で除して得た数値(小数点以下第1位を四捨五入)</p> <p>K: 当該年度の前3か年度の年平均の完成工事高(3ヶ年の完成工事高の合計を3で割ったもの)により次の数値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前3年度の年平均の完成工事高</th> <th>K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>1千万円以上3千万円未満</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>1千万円未満</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> | 前3年度の年平均の完成工事高 | K   | 1億円以上   | 4.0  | 5千万円以上1億円未満    | 3.5  | 3千万円以上5千万円未満 | 3.0  | 1千万円以上3千万円未満 | 2.5 | 1千万円未満 | 1.5 |
|----------------|--|----------------|-----|---------|------|----------------|------|--------------|------|--------------|-----|--------|-----|
| 前3年度の年平均の完成工事高 | K  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 1億円以上          | 4.0  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 5千万円以上1億円未満    | 3.5  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 3千万円以上5千万円未満   | 3.0  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 1千万円以上3千万円未満   | 2.5  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 1千万円未満         | 1.5  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 優良建設工事表彰       | 館林市優良建設工事等表彰要綱により優良建設工事表彰として、当該年度の前2か年度に受けた工事件数一件につき10点、各工種30点を限度として加点する。  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 技術提案等          | 当該年度の前年度中に、受注者からの技術提案等により、減額の設計変更となった工事を施工した場合、当該工種ごとに5点を加点する。   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 保有技術者状況        | 別表第2に定める資格に有資格者数を乗じた点数の合計点を、工事種別に加点する。ただし、当該合計点が15点を超える場合は、15点とし、各工種において重複して資格を所有している場合は、点数の大きい方のみ算定を行う。   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| ISOの取得         | ISO9000シリーズ、14000シリーズの認証を取得している場合、シリーズごとに3点を加点する。  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 指名停止処分の状況      | 館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱により、当該年度の前年度中の指名停止期間につき、次の数値を加点する。   | 指名停止期間         | 加点数 | 停止6ヶ月まで | -10点 | 停止6ヶ月を超え12ヶ月まで | -20点 | 停止12ヶ月を超える   | -30点 |              |     |        |     |
| 指名停止期間         | 加点数  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 停止6ヶ月まで        | -10点   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 停止6ヶ月を超え12ヶ月まで | -20点   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 停止12ヶ月を超える     | -30点   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 防災協定           | 館林市との間で災害協定等を締結している場合、10点を加点する。  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 災害応急対策活動状況     | 法人として当該年度の前年度中に、災害応急対策として活動をした場合、10点を加点する。   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 安全対策           | 当該年度の前年度中に、安全対策に関する講習会等に参加している場合、3点を加点する。  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 環境美化活動         | 法人として当該年度の前2か年度の間、市内の公共施設等の清掃及び美化活動を8回以上行った場合、10点を加点する。  |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 地域活動           | 法人として当該年度の前年度中に、地域活動に貢献した場合、5点を加点する。   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |
| 消防団員登録状況       | 常勤の役職員に館林地区消防組合に登録されている消防団員がいる場合、10点を加点する。   |                |     |         |      |                |      |              |      |              |     |        |     |

|               |  |
|---------------|--|
| こども安全協力の家委嘱状況 | 館林市長、館林市教育委員会及び館林市を管轄する警察署から法人として「こども安全協力の家」の委嘱をされている場合は、5点を加点する。                        |
| 高齢者の雇用        | 常時雇用する満65歳以上の者を1名以上雇用している場合、5点を加点する  |
| 若年者の雇用状況      | 基準日において、法に適合した未成年者を1名以上、6ヵ月以上雇用している場合、10点を加点する。  |
| 障がい者の雇用       | 法定義務建設業者においては、<br>常時雇用する障がい者数 > (従業員数×0.02) + 1人の場合、<br>10点を加点する。                        |
|               | 非法定義務建設業者においては常時雇用する障がい者を1名以上雇用している場合、10点を加点する。  |
| 自立更生支援活動の実施状況 | 前橋保護観察所に協力雇用主として登録されている場合は、5点加点し、当該年度の前2か年度の間において、協力雇用主として3ヵ月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、5点を加点する。 |
| 女性への配慮の状況     | 当該年度の前年度中に、工事実施場所にて女性に配慮した施設等を設置した場合、5点を加点する。  |

別表第2

| 資格区分           | 土木 | 建築 | 電気 | 管  | 鋼構造物 | 舗装 | 造園 |
|----------------|----|----|----|----|------|----|----|
| 1級建設機械施工技士     | 2点 |    |    |    |      | 2点 |    |
| 2級建設機械施工技士     | 1点 |    |    |    |      | 1点 |    |
| 1級土木施工管理技士     | 2点 |    |    |    | 2点   | 2点 |    |
| 2級土木施工管理技士(土木) | 1点 |    |    |    | 1点   | 1点 |    |
| 1級建築施工管理技士     |    | 2点 |    |    | 2点   |    |    |
| 2級建築施工管理技士(建築) |    | 1点 |    |    |      |    |    |
| 1級電気工事施工管理技士   |    |    | 2点 |    |      |    |    |
| 2級電気工事施工管理技士   |    |    | 1点 |    |      |    |    |
| 1級管工事施工管理技士    |    |    |    | 2点 |      |    |    |
| 2級管工事施工管理技士    |    |    |    | 1点 |      |    |    |
| 1級造園工事施工管理技士   |    |    |    |    |      |    | 2点 |
| 2級造園工事施工管理技士   |    |    |    |    |      |    | 1点 |
| 1級建築士          |    | 2点 |    |    | 2点   |    |    |
| 2級建築士          |    | 1点 |    |    |      |    |    |